

---

**最近の判例から** (10) – 弁護士法23条 –
 

---

## 弁護士法23条の2第2項に基づく照会に対する報告を拒絶する行為が、同照会をした弁護士会に対する不法行為を構成することはないとした事例

(最三判 平28・10・18 判例タイムズ1431-92) 中戸 康文

---

弁護士法23条の2第2項に基づく照会をした弁護士会が、同報告を拒絶した照会先に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案において、同照会に対する報告を拒絶する行為が、照会をした弁護士会の法律上保護される利益を侵害するものとして当該弁護士会に対する不法行為を構成することはないとして、弁護士会の賠償請求を棄却した事例（最高裁第三小法廷 平成28年10月18日判決 一部破棄自判 一部破棄差戻し 判例タイムズ1431号92頁）

### 1 事案の概要

Aは、平成22年2月、Bに対し、株式の購入代金名目で金員を詐取されたと主張して、不法行為に基づく損害賠償を求める訴訟を提起し、同年9月、Bとの間で、BがAに対し損害賠償金を支払うことなどを内容とする訴訟上の和解をした。

Aの代理人弁護士は、Bに対する強制執行の準備のため、平成23年9月、所属弁護士会であるX（被上告人）に対し、弁護士法23条の2第1項（23条照会）に基づき、B宛ての郵便物に係る転居届の提出の有無及び転居届記載の新住所（居所）等についてY（上告人・郵便事業会社）に23条照会をすることを申し出た。

Xは、平成23年9月、Yに対し、上記の事項について23条照会をしたが、Yは、同年10

月、これに対する報告を拒絶した。

Xは、23条照会の拒絶は不法行為を構成するとして、Yに対し損害賠償を請求した。

第一審は、Xの請求を棄却したが、原審（控訴審）は、「23条照会に対する報告を拒絶する行為は、同照会をした弁護士会の法律上保護される利益を侵害するものとして不法行為を構成する」として、XのYに対する1万円余の損害賠償を認め、Xが予備的に請求した、Yの23条照会の報告義務の確認請求については判断する必要はないとして棄却した。Yは、上告した。

### 2 判決の要旨

裁判所は次のように判示して、原審判決を変更し、Xの主位的請求である損害賠償請求は棄却し、予備的請求である報告義務確認請求については、更に審理を尽くさせる必要があるとして原審に差し戻した。

(1) 23条照会の制度は、弁護士が受任している事件を処理するために必要な事実の調査等を行うことを容易にするために設けられたものである。そして、23条照会を受けた公務所又は公私の団体は、正当な理由がない限り、照会された事項について報告をすべきものと解されるのであり、23条照会をすることが上記の公務所又は公私の団体の利害に重大な影響を及ぼし得ることなどに鑑み、弁護士法23条の2は、上記制度の適正な運用を図るため

に、照会権限を弁護士会に付与し、個々の弁護士の申出が上記制度の趣旨に照らして適切であるか否かの判断を当該弁護士会に委ねているものである。そうすると、弁護士会が23条照会の権限を付与されているのは飽くまで制度の適正な運用を図るためにすぎないのであって、23条照会に対する報告を受けることについて弁護士会が法律上保護される利益を有するものとは解されない。

したがって、23条照会に対する報告を拒絶する行為が、23条照会をした弁護士会の法律上保護される利益を侵害するものとして当該弁護士会に対する不法行為を構成することはないというべきである。

(2) 以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決中Y敗訴部分は破棄を免れない。そして、以上説示したところによれば、Xの主位的請求は理由がなく、これを棄却した第1審判決は正当であるから、上記部分につき、Xの控訴を棄却すべきである。Xの予備的請求である報告義務確認請求については、更に審理を尽くさせる必要があるから、本件を原審に差し戻すこととする。

### 3 まとめ

本判決は、最高裁として初めて「23条照会に対する報告を拒絶する行為が、同照会をした弁護士会の法律上保護される利益を侵害するものとして当該弁護士会に対する不法行為を構成することはない。」との判断を示したものであり、実務上参考となる重要な意義を有するものと考えられる。

近年において、「就業先の情報の回答を拒絶した健康保険組合に対する照会を求めた弁護士および同弁護士の依頼者の損害賠償請求が棄却された事例（平25・9・10 福岡高判 判例時報2258-58）」、「契約加盟店に関する情報

の回答を拒絶したクレジットカード会社に対する照会を求めた弁護士の損害賠償請求が棄却された事例（平25・7・19 名古屋高判 金融商事判例1430-25）」、「預金に関する情報の回答を拒否した金融機関に対する照会を求めた弁護士の依頼者の損害賠償請求が棄却された事例（平25・4・11 東京高判 金融法務事情1988-114）」など、23条照会に関する訴訟が少なからず見られるところであったが、「同照会拒否が弁護士会に対する不法行為を構成することはない」とした本最高裁判断がなされたことにより、今後は同様な訴訟がなされることはなくなるものと期待される。

ところで、23条照会に回答する場合においても、照会を受けた先において、取引先情報の守秘義務が免責されるものではなく、守秘すべき情報を回答したことにより取引先に損害を与えた場合、当該取引先に対する賠償責任が生じる可能性がある。

従って、23条照会があった場合には、取引先に了解を得るなど、慎重に対応する必要があることに留意が必要である。

23条照会に応じて情報提供したことが不法行為にあたるとして損害賠償責任が認められた事例として、「照会に応じて納税義務者の確定申告書の写しを提供した税理士につき、報告を拒絶すべき正当な理由があったとして不法行為責任による損害賠償が認められた事例（平26・8・28 大阪高判 判例時報2243-35）」が、照会に応じたことによる損害賠償責任が否定された事例として、「賃貸マンション管理会社の、賃貸借契約や賃貸住宅業務委託契約等の契約書の写し提供したことにつき、個人情報保護法違反等には当たらないとされた事例（平22・8・10 東京地判 RETIO82-184）」があるので、参考にしていただきたい。

(調査研究部主任研究員)